スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、スモンにり患している者として知事が認定した者（以下「スモン患者」という。）がスモンの治療のために受けるはり、きゅう及びマッサージ（以下「はり等」という。）の施術に要する費用の負担を軽減するとともに、スモンに対するはり等治療に関する研究を行い、もってスモン患者の福祉の向上に資するため、予算の範囲内において施術費の給付等を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「スモン」とは、亜急性脊（せき）髄視神経症の略称であって、昭和30年頃から昭和45年までの間に我が国で多発した特異な疾患をいう。

（対象患者）

第３条　第１条に規定する施術費の給付を受けることができる者は、長野県内に住所を有するスモン患者であって、はり等による治療を希望する者とする。

ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者及び健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）の被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者であって、現に当該医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかによるはり等に関する療養の給付又は療養費の支給を受けている者並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）によるはり等に関する医療扶助を受けている者は除くものとする。

（実施方法）

第４条　知事は、はり等の治療研究を担当するに適当な施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第９条の２に規定する施術所及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成２年厚生省令第19号）第24条の２に規定する施術者をいう。）において施術を受けたスモン患者に対して、月７回を限度として、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる額と当該施術に要した費用とを比較して、いずれか少ない方の額を支払うものとする。

区　分	金　額
はり	１回2,810円（初回にあっては、2,910円）。ただし、電気針を使用した場合にあっては、１回2,910円（初回にあっては、3,010円）とする。
きゅう	１回2,810円（初回にあっては、2,910円）。ただし、電気温灸器を使用した場合にあっては、１回2,910円（初回にあっては、3,010円）とする。
はり及びきゅう（２術併用）	１回3,930円（初回にあっては、4,030円）。ただし、電気針又は電気温灸器を使用した場合にあっては、１回4,030円（初回にあっては、4,130円）とする。
はり又はきゅう及びマッサージ（２術併用）	１回3,930円（初回にあっては、4,030円）。ただし、電気針又は電気温灸器を使用した場合にあっては、１回4,030円（初回にあっては、4,130円）とする。
マッサージ（５局所）	１回2,810円

（給付期間）

第５条　施術費の給付期間は、同一対象患者につき、１年を限度とする。ただし、知事が必要と認める場合はその期間を更新できるものとする。

（給付の手続）

第６条　施術費の給付を受けようとする者は、スモン施術受給者証交付申請書（以下「申請書」という。）に特定疾患治療研究事業実施要綱（平成27年２月16日付け26保疾第997号健康福祉部長通知）第８条の規定により交付された特定疾患医療受給者証の写しを添えて、知事に提出するものとする。

２　施術費の給付期間の更新を受けようとする者は、申請書に交付済みのスモン施術受給者証（以下「受給者証」という。）を添えて知事に提出するものとする。

（給付の決定）

第７条　知事は、申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、受給者証を申請者に交付するものとし、不適当と認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（施術費の請求）

第８条　受給者証の交付を受けたスモン患者が施術費を請求しようとするときは、スモン施術費請求書を提出して行うものとする。

（研究謝金）

第９条　第４条の規定による給付の対象となるはりを行う場合において鍼（はり）通電方式のはりを実施したはり師に研究謝金を支給する。

２　前項の研究謝金の額は、施術１回について300円とする。

３　はり師は、研究謝金を請求しようとするときは、スモン施術研究謝金請求書にスモンに対する鍼（はり）通電研究報告書を添えて知事に提出するものとする。

（申請書等の様式）

第10条　この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

（書類の提出）

第11条　この要綱の規定に基づき、知事に提出する書類は、対象患者の住所地を管轄する保健所の長（中核市にあっては、中核市の長を経由）へ提出するものとする。

附　則

（適用期日）

１　この要綱は、平成28年１月１日以降の施術費の給付から適用する。

（経過措置）

２　スモンに対する施術給付等実施要綱（昭和54年長野県告示第２号）第７の規定により交付された受給者証は、この要綱第７条の規定により交付された受給者証とみなす。

附　則

（適用期日）

この要綱は、令和３年４月１日以降の施術費の給付から適用する。